

事 務 連 絡

令和5年1月23日

指定児童発達支援事業所等の設置者 様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

指定児童発達支援事業者等に義務づけられる安全対策に伴う国庫補助について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令については、令和5年1月23日付け障第1023号で通知したところですが、改正省令に基づき、指定児童発達支援事業者等に義務づけられる安全対策等を支援するため、機器の整備等に係る国庫補助事業が実施されます。

現時点で判明している内容は、別添1「指定児童発達支援事業者等に義務付けられる安全対策に伴う国庫補助」のとおりですが、事業の詳細や具体的な申請手続き等については、厚生労働省から正式に通知があり次第お知らせします。

なお、あらかじめ補助を希望する事業所数や車両台数を確認したいので、お手数をおかけしますが、貴法人等において設置する事業所の状況を取りまとめの上、令和5年1月31日（火）までに、下記により提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出資料

(別添2) 指定児童発達支援事業者等に義務づけられる安全対策に係る取組予定

回答状況に基づき、国庫補助対象であると認められる事業者等に手続きを御案内するもの。

2 提出方法

メールによる提出とし、メール標題を【法人等名】安全対策回答 とされたいこと。

送信先アドレス：[AD0006@pref.iwate.jp](mailto:AD0006@pref.iwate.jp) メール送信ができない場合 FAX 019-629-5454

3 補助金交付申請手続（予定）

別添1に記載のとおり、令和4年度中に、事業所等を設置する法人等の長が県に申請書類を送付し、県から補助金の交付決定を受ける必要があるが、当面の手続きを以下のとおり予定していること。

- ・ 2月8日（水）申請書類メール送信
- ・ 3月8日（金）申請書類提出締切
- ・ 3月31日（金）までに県補助金交付決定

担当

療育担当(内藤、城守)

電話 019-629-5446